

令和7年第3回定例会

江東区教育委員会会議録

令和7年3月27日（木）

江東区教育委員会

令和7年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和7年3月27日(木)午後 2時00分
- 2 閉会年月日 令和7年3月27日(木)午後 3時03分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、安部敏啓(教育長職務代理者)、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、西尾学校施設課長(整備担当課長兼務)、佐久間学務課長、金指指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、木内教育支援課長(教育センター所長兼務)、大田地域教育課長、吉木江東図書館長

6 議題

- 日程第1 6陳情第1号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する陳情(継)
- 日程第2 議案第11号 江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第12号 江東区教育センター処務規程及び江東区立図書館処務規程の一部を改正する規程
- 日程第4 議案第13号 江東区立学校事案決定規程の一部改正
- 日程第5 議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正

7 報告事項

- (1) 令和7年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について ほか

8 追加報告事項

- (1) 教育委員会事務局管理職の人事について

9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和7年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。安部委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 6陳情第1号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選

扱制に関する陳情を議題といたします。

本件については、以前の委員会におきまして、陳情者に陳情の取扱いについて、改めて意向を確認するとのまとめになっておりました。そこで事務局から連絡いたしましたので、まず、その内容について、事務局より報告願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長 陳情者に、事務局より3月14日に陳情の取扱いの意向を確認いたしましたところ、各学校で対応していることは分かったが、全校で保護者に周知が図られていない状況であることから、取下げせず、審議を継続してほしいとのことをございました。

以上でございます。

本多 教育長 本件について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 陳情で前回と何か変わった追加の御要望とか、そういうものはありましたか。

本多 教育長 庶務課長。

瀧澤 庶務課長 陳情の内容につきましては、特に変更はございません。また、陳情者からも、こちらの取下げの意向につきましては、審議の状況等を報告した上で、意向を伺ったところでございます。

以上でございます。

本多 教育長 ほか、何かございますでしょうか。

鈴木委員。

鈴 木 委 員 これはもう二度ほど審査しまして、内容的には十分審議したと思うんですけども、今の課長のお話を踏まえて、委員会としては、審議未了ですけれども、いいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

本多 教育長 今、鈴木委員から審査未了でいいのではないかというお話をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

もし御意見がないようでしたら、お諮りいたします。

日程第1につきまして、本件の趣旨はおおむね達成されている状況であり、当委員会としても十分に議論を尽くしてきたため、本件については審査を終了し、審査未了といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、さよう決定いたします。

次に、日程第2 議案第11号 江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第3 議案第12号 江東区教育センター処務規程及び江東区立図書館処務規程の一部を改正する規程、それから、日程第4 議案第13号 江東区立学校事案決定規程の一部改正、日程第5 議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正、これらは互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第11号 江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第12号 江東区教育センター処務規程及び江東区立図書館処務規程の一部を改正する規程、議案第13号 江東区立学校事案決定規程の一部改正、議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正。

上記の議案を提出する。

令和7年3月27日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、ただいま一括議題となりました、議案第11号から第14号までを御説明いたします。本4件は、いずれも職員の旅費に関する条例が改正されたことに伴う改正でございます。

説明の順番が前後いたしますが、説明の都合上、初めに、議案第14号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正から御説明をいたします。資料4をお願いいたします。

初めに、1、改正の趣旨ですが、江東区職員の旅費に関する条例が改正されたことに伴い、幼稚園教育職員の旅費支給規程についても、同様に改正をするものでございます。

2、改正の概要でございます。改正の内容は多岐にわたっておりますが、いずれも実費支給、すなわち、実際に旅行で支出した額に沿った旅費を支給するように改正をするものでございます。

初めに、宿泊料、ホテル代等でございますが、現行の規定では定額を支給しておりましたが、改正後は、都道府県ごとに上限を定め、その範囲内で実費を支給するものといたします。

次に、鉄道賃等の交通費では、これまで新幹線などを利用した際の特急料金は、100キロメートル以上乗車しないと支給されないという規定になっておりましたが、この制限を廃止するなど、実際にかかった交通費を支給する規定に改正をいたします。

また、宿泊料以外にかかる夕食や、朝食代等の費用に充てるための宿泊手当や、これまで制度上、支出が煩雑になっておりました宿泊費、交通費を合わせた旅行、いわゆるパック旅行を利用した場合に支給するために、包括宿泊費が新たに新設されました。これに併せて、これまで夕食や朝食代等の費用にも充てるために支給されていた日当、また、食卓料を廃止するものでございます。

また、現行の旅費制度では、出張先の地域により、近接地内と近接地外に区分をし、宿泊料や日当の支給に違いを設けておりましたが、これを内国旅行として統一をいたします。その上で、かかった費用を詳細に確認する必要がある支出、具体的には、飛行機航空料金、また、先ほど御説明しました特急料金の利用、宿泊を伴う出張については、特別内国旅行、それらを伴わないものを普通内国旅行と新たに区分し、特別内国旅行では、領収書等の添付が必須となります。こちらは、2ページの御説明となっております。

新旧対照表は次ページ以降に記載をしておりますので、御参照をお願いいたします。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

本案の説明は以上となります。

次に、議案第11号 江東区教育委員会事務局処務規則及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。資料1をお願いいたします。

改正の概要でございます。ただいま御説明をいたしました旅費制度の改正に伴い、規則中にあります近接地内出張、近接地外出張の文言を、それぞれ普通内国旅行、特別内国旅行に改めます。

また、支出の際の決裁については、課長決裁が原則のところ、旅行内容や費用を精査する必要があるため、宿泊がある場合のみ、これまで次長決裁としておりましたが、今後は宿泊の有無を問わず、特別内国旅行を次長決裁と改定いたします。

新旧対照表は、次ページ以降にございます。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

本案の説明は以上でございます。

続いて、資料2でございます。議案第12号 江東区教育センター処務規程及び江東区立図書館処務規程の一部を改正する規程について御説明をいたします。

改正内容につきましては、資料に記載のとおり、ただいま御説明をいたしました議案第11号と同様の改正となっております。近接地内出張、

近接地外出張をそれぞれ普通内国旅行、特別内国旅行とし、決裁についても宿泊の有無を問わず、特別内国旅行を次長決裁とする改定でございます。

新旧対照表につきましては次ページ以降、施行期日につきましては、令和7年4月1日からとしております。

最後に、資料3をお願いいたします。議案第13号 江東区立学校事案決定規程の一部改正について御説明をいたします。

こちらは、東京都職員の旅費に関する条例の改正に伴い、文言整理を行うものでありますが、初めに御説明いたしました、江東区職員の旅費条例の改正内容と同様の改正内容となっております。このため、本規程中の近接地内、近接地外の文言を廃止し、内国旅行という表現に統一するものでございます。

新旧対照表は次ページ、また、施行期日についても記載のとおりでございます。

以上、議案4件の御説明でございました。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。この規程で、文言が変わるだけかなと思っていたんですが、誤解していました。実際に今まで、何か旅行というと遊びっぽいですけれども、出張ですね。旅行じゃなくて出張と言わせてもらいますけれども、出張で今までやられていた方が同じようなことを今後やったときに、この規程が変わることで、先生とかの負担になってしまう部分というのはありますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 いわゆる金銭的な負担で言いますと、これまで定額という規程で出していた、例えば宿泊料ですとかは上回った場合は、事前に協議をして増額をします。増額申請というのをやった上でお金を出すということをしていたので、今回からは、上限を決めた範囲で実費額という形になりますので、そういった事務手続は簡素化されます。

また、実際にかかった費用については、今までも当然かかった費用を出してきておりましたので、そういったところでは、より正確に、実際に出張で要した費用を出せる。

今回、大きなところで、鉄道賃の中で特急料金、今まで100キロ以上じゃないと出せないという規程があったので、例えば新幹線なんかで時間の都合上、短い距離を乗った場合は出せないというような規程にな

っていました。

ただ、今回からは、より実態に即したということで、距離制限なく、かかった費用が出せるということになりますので、職員にとっては、より実費に近い形での支給という改正になるところでございます。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

ちょっと読み込めていなくて申し訳ないんですけども、特別内国旅行だけ領収書をつけろというふうに解釈できたんですが、もし間違いじゃなければ、なぜなのか教えてください。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 領収書の添付が必要なのは、特別内国旅行のみということになっています。これはどういうことかと言いますと、今回の整理の中で、飛行機代金、今の特急料金、宿泊料など、実際に幾ら使ったのかということを確認した上で支出しなければいけないものが、特別内国旅行となりました。なので、その実態を確認するために、必ず領収書を添付してくださいということです。

一方で、普通内国旅行というのは交通費等のみなので、パソコンですとかで今、確認することができますので、そういったものについては、特段、領収書の添付がなくても、実際にかかった額を確認できるということで、領収書が必要なのは特別内国旅行ですよという仕切りになってございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員、よろしいでしょうか。

安部委員 はい。

本多教育長 今、領収書という説明がありましたが、文書上では領収書等と書いてあって、今はネットで購入することとかもあると思うので、領収書が出ない場合がありますよね。そういった場合は、買った事実が分かるような部分を出せばいいということですか。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 そのとおりでございます。実際に幾らかかったかというのを確認する必要があるというものが、特別内国旅行に該当するということです。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第2、日程第3、日程第4及び日程第5について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。

報告事項1 令和7年第1回区議会定例会(教育委員会関係)についてを説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 それでは、令和7年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について御報告いたします。資料5を御覧願います。

令和7年第1回定例会は、2月19日及び20日の本会議で6名の代表質問、7名の一般質問が行われ、全体で46本の質問がございました。

このうち教育関連では、資料に記載のとおり、代表質問1名、一般質問7名、計8名の方から質問がございました。質問と答弁の概要は記載のとおりでございます。今回、大変分量が多いので、質問者と質問骨子だけ御紹介させていただきます。

まず、代表質問は、自参無、川北直人議員が幼児教育についてとして、1点目、江東区の幼児教育の実施状況について。「就学前教育スタンダード」が区内全ての幼稚園、保育園で成果を上げているか、区立幼稚園が幼児教育のセンター機能の役割を果たしているかの見解。

2点目、「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の見直しについて。どの地域でも区立幼稚園、私立幼稚園が選択でき、区立園で3歳児保育等を拡充し、私立園へ補助を拡充し、適正配置を検討すべき。基本方針の見直しが必要と考えるが、見解を伺うという質問に対し、記載の答弁をいたしました。

一般質問では、公明の山下金吾議員が、教育環境の拡充についてとして、1点目に、部活動の地域移行について、今年度試行事業の成果と課題、今後の活動予定等。2点目に、外部人材活用として教職に関心あるアスリートの採用について。3点目、学校問題解決支援コーディネーターとスクールロイヤーの連携について。4点目、学校におけるAED活用教育の推進についての質問がございました。

一般質問の2人目、自参無の井川りょうたろう議員は、効率的な学習運営についてとして、1点目に、教員の働き方の実態について現場の状況をどう捉えていくか。

2点目、5分短縮授業の検討について、①5分短縮授業の可能性を検討することの見解、②短縮授業の課題についてどう考えているか。

3点目、連絡ツールの導入について、保護者との連絡ツールなど、デジタル技術導入についての見解といった質問がございました。

一般質問の3人目、共生の松澤あいり議員は、教育として、1点目、教育の質について、①英語のデジタル教科書の活用状況、活用のための教員への周知や研修について、②スピークアッププログラム導入による、こどもたちの変化や効果について、③教育委員会として未来を見据え、どんな教育をしていきたいか、どういったこどもを育てたいかの展望。

2点目、こどもたちの朝の居場所づくりについて、①都で予算化されたが、事業について区の認識、②共働きの多い地域に先にモデル的に導入してはどうかといった質問がございました。

一般質問の4人目、公明の高村きよみ議員は、教育施策についてとして、1点目、不登校傾向にあるこどもへの支援について、①令和5年度の学校復帰率が向上した要因について、②校内別室指導支援員の全校設置後の活用と今後の展開について、③不登校のこどもの給食費の還元などの支援についての所見。

2点目、包括的性教育について、本区の取組と「教育推進プラン江東(第2期)」への位置づけについて。

3点目、助産師による「命の授業」について、全校で実施、将来的には幼稚園でも実施ができるとよいが、区の所見をといた質問がありました。

一般質問の5人目、新時代の中島雄太郎議員は、放課後児童支援員の処遇改善についてとして、1点目、離職率と人材確保の課題認識と対策、2点目、先行自治体との待遇格差による影響、3点目、令和7年度予算での見送りの理由と今後の対応についての質問がありました。

一般質問の6人目、共産の西部ただし議員は、教育・子育てについてとして、1点目、教員不足について、①教員の基礎定数を引き上げ、給特法の残業代ゼロ制度の廃止を国と都に働きかけることを求める、②支援教員を区の責務で配置することを求める。

2点目、不登校対策について、①ブリッジスクールを南部地域に早期に設置し、出張所管内に1か所設置すべき、②スクールソーシャルワーカーを区立小中学校全校に配置するよう求める。

3点目、通学路の安全対策について、小名木川小学校仮校舎への通学において、低学年やなかよし学級に対し、バス通学を認めるべき。

4点目、児童相談所について、①都区連携型の児相は、区児相に比べて区の関係機関との連携が密にならない、②都区連携の児相運営でも地域密着型にしていくことが必要、③本区において児童養護施設の整備を進めるよう、都との協定書に盛り込むよう求めるが、見解をといた質問がありました。

一般質問の7人目、自参無の堀川まさひろ議員は、食育・受け継がれる命についてとして、1点目、食育について、①学校教育における食育について区の見解、②現状、区の小学校での取組について。

2点目、学校給食における食材の提供について、①米の高騰の影響もあるが、学校給食に引き続き米中心の食事、季節感のある食材の提供を望む、②有機食材の提供のさらなる拡充を図るべきだが、見解をといた質問がございました。

答弁につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。後ほどお目通しいただければと存じます。

次に、特別委員会について御報告いたします。

2月25日に、一般会計補正予算第6号を審査する令和6年度予算審査特別委員会が、また、2月26日から3月5日にかけて、令和7年度予算を審査する令和7年度予算審査特別委員会が開催されました。

このうち、教育費の審査における質問につきましては、資料5の11ページに記載のとおり、各会派14人から質問があり、給食やICT教育、朝の居場所づくり、部活動についてなどの質問がございました。教育委員会の担当課長がそれぞれ答弁してございます。

次に、3月11日の文教委員会につきまして、御報告いたします。12ページを御覧願います。

議題は記載の26件です。議題1から議題4は、先日の教育委員会で御審議の上、御決定いただいたものでございます。議会においても、全て可決されました。

次に、議題5から議題25までは、いずれも継続審議となっている陳情です。動きのあったもののみ御説明いたします。

議題25 6陳情第65号 江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針の練り直しを求める陳情について。これまでの審査に寄せられた多くの意見、特別な支援が必要なお子さんの入園相談の増加、3歳児保育等の拡大要望、私立幼稚園の閉園など、様々な状況変化があったことから、基本方針の見直しを行う旨、答弁し、継続審査となりました。

なお、見直し内容につきましては、今後、教育委員会に諮ってまいります。

議題26 6陳情第67号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する陳情は、新規陳情でございます。教育委員会でも御審議いただいた案件ですので、内容の説明は省略させていただきます。議会においても継続審査となっております。

次に、13ページ、2の報告事項でございます。記載の11件でございますが、いずれも教育委員会におきまして御報告、御協議をいただいた案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和7年第1回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項2 令和6年度 学校及び幼稚園職場の労働安全衛生
についてを説明願います。
庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、資料6をお願いいたします。報告事項2、令和6年度学校
及び幼稚園職場の労働安全衛生についての御説明でございます。

本区では、教職員の職場における安全衛生管理の充実のために、江東
区立学校衛生委員会を設置いたしまして、教職員の職場の安全や、健康
増進に係る取組を進めています。こちらについては、本年度の取組につ
いて御報告をするものでございます。

初めに、1、結核・循環器系健康診断の結果でございます。令和6年
度の受診率は95.0%でございました。対象者の中には、妊娠中や休
職中の職員なども含んでいることから、実質的な受診率については10
0%となっているところでございます。

次に、2、産業医健康相談ですが、こちらは、教職員が産業医に健康
不安などを相談する申込み制のものでございます。今年度の相談件数が
12件となっているところでございます。

続きまして、項番3、公務災害発生件数でございますが、令和6年度
につきましては、業務上の災害が18件、通勤災害が3件となってい
ます。詳細につきましては、2ページに記載しておりますので、後ほ
ど御参照をお願いいたします。

なお、災害の発生が令和5年度以前であっても、令和6年度に申請を
行ったものについては記載をしております。

次に、4、職場巡視結果でございます。毎年、学校園を対象に、危険
有害要因やリスクを発見し、改善を促すため、職場巡視を実施してい
ります。今年度も10月の3日間、小学校、中学校、幼稚園各1校・園
ずつ実施をいたしました。

主な指摘事項を3点挙げてございますが、避難時の支障とならないよ
うに出入口の荷物を整理すること、また、工作機械における安全装置の
設置、刃がついたままになっている工作機械があるというような指摘が
あったので、適正な管理をすること。工具類・刃物類については、管理
簿等を用いた適切な管理をすること等がございました。

3ページに指摘事項の部分、また、各学校園で既に改善がなされてお
りますが、その改善状況について写真で示してございますので、御参照
いただければと存じます。

最後に、5、自主点検の実施についてでございます。今年度、職場巡
視の対象とならなかった学校園においても、チェックリストによる自主
的な検査を実施することにより、学校、幼稚園における労働安全衛生状

況の確認及び向上を図るとともに、公務災害の発生防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。2番の産業医健康相談の件数が12件となっていると思うんですけども、こちらはほぼメンタルとかの相談かなと思うんですが、継続して続いているものはあったりしますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 相談内容については、当然守秘がありますので、我々も把握していないところがございます。継続してかかっている方もおりますし、あとは単発的に、体調的な課題があるということで相談を申し込まれる方もいるというふうに伺っております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 産業医さんってお話を受けて、適切な医療機関を紹介したりするのかなと思っていたんですけども、そういうことではないんですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 内容によりけりですけども、そういったことも最終的には可能でございます。現在の相談結果を見る限りでは、御自身の体調上の不安ですとか、精神面も含めたそういった不安を産業医に伺うというような形で、それで御本人が納得されて終了することが多いというふうには聞いてございます。

以上になります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和6年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、令和6年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運

動習慣等調査」の結果について、御報告をいたします。資料7を御覧ください。

まずは、小学校の結果からです。左上段の枠、項目1から3には、調査内容、対象、実施時期を記しております。次に、項目4には調査結果の概要を記しております。レーダーチャートには、国の平均を基準として、都と区の結果を比較したものとなります。区の結果は、桃色の線で表しています。

右上の項目5、江東区長期計画の指標との比較を御覧ください。指標名は、新体力テストで都平均を100としたときの江東区の数値としております。小学校5年生男子は100で、目標値まであと1ポイント、小学校5年生女子は100.6で、目標値まであと1.4ポイントとなっております。

続いて、下段の項目6、各種目の記録を御覧ください。こちらは、国、都、区、それぞれ各種目の平均記録を記しております。東京都の結果を上回っているものは赤字で、下回っているものは青字で示しております。小学校は男女ともに8種目中4種目で、国、都の平均を上回る結果となっております。

最後に、右下の項目7と8を御覧ください。結果の考察と今後の取組です。グラフにありますように、「運動が好き」と感じている児童の割合が男女ともに令和5年度より増加し、国・都の平均を上回る結果となっております。体育の授業が楽しいと感じる児童も同様に、国や都の平均を上回る結果となりました。これは学校における体育の授業改善を推進している中で、こどもたちが運動する楽しさを実感できた結果だと考えております。

8番の今後の取組としましては、「体力スタンダード」の定着に向けた授業改善や、児童の主體的な体力向上の推進を図るなど、体力の向上に向けた取組を充実させてまいります。

次のページ、中学校の結果を御覧ください。左上の1から4については、小学校と同様です。真ん中、項目4はレーダーチャートで国と都の比較を記しております。

また、項目5、長期計画の指標との比較においては、中学校2年生男子は99.1で、目標値まであと2.9ポイント、中学校2年生女子は96.6で、目標値まであと6.4ポイントとなっております。

続いて、下段の項目6については、各種目の記録を示しております。

最後、右側ですけれども、項目7と8を御覧ください。結果の考察と今後の取組です。小学校と同様に、「運動が好き」と答えた中学校2年生の生徒数が、国や都の平均を上回っております。こちらも保健体育の学習を運動の楽しさも味わえるような授業改善がされたことが結果だと捉えております。

また、中段のグラフですけれども、こちらは中学生の運動部の入部率

の推移です。コロナ禍の間から令和5年度までは、運動部の入部率が減少している傾向が見られます。生徒が運動に親しむ機会が減少している傾向がございましたが、令和6年度は上昇している状況がうかがえます。

今後に向けては、チャレンジウェンズデーによる運動に取り組む環境を設定することや、運動機会の創出などをこちらが計画的に設定する必要があると考えております。また、引き続き「体力スタンダード」の定着に向けた授業改善や、「ウォームアップタイム」の映像資料の効果的な活用などを行い、体力の向上に向けた取組を充実させていきたいと思っております。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 ありがとうございます。
おおむね例年どおりなのかなという感じではあるんですけども、大体、中学生は平均をちょっと下回っているかのような感じだと思うんですね。でも、大きく下回っているという感じもないので、抜本的に変えようとか、そういうことは特にないのかなと思うんですけども、部活動を今後、学校の中でやらなくなりつつあるという地域集約型みたいになっていくと、参加率が減る可能性とか、毎日部活をやらないとか、そういったものは影響していると思うんですが、いかがでしょうか。

本多教育長 教育支援課長。

木内教育支援課長 部活動の地域移行については、今ある活動を縮小しないよう、まず、休日の活動を移行し顧問がいなくなっても続くような形で移行を進めております。

また、地域クラブ活動は、学校で行う活動だけではなくて、江東区にはいろいろな地域での活動がありますので、それらを広く紹介して、子どもが選べるような環境をつくりたいと思います。ですので、今まで以上に、今後は選択肢が広がっていく可能性があると思います。

今、行っているのは休日の地域クラブ活動ということですので、平日については、この数年間は変わらないような形で考えております。

以上です。

本多教育長 指導室長、何かあれば。いいですか。
安部委員。

安部委員 ごめんなさい、今のことと未来のことを両方ごっちゃで言ってしまう

たので、答えづらかったのかなと思うんですけども、どうなのでしょう、もう既に、部活動がガイドラインに沿って行っているというのは、江東区だけが駄目と言っているわけじゃなくて、国としてそうしなさいとなっているから、それはそのルールなのかなとは思っています。実際には、ほかの私立の学校というのは、この統計にそもそも入っているものなんでしょうか。

金指指導室長 私立の調査結果でしょうか？

安部委員 というのが、私立は結構ばんばん部活とかやっちゃっているんですよね。それで、体力に差があるところと一緒にされてもどうなんだろうと、ちょっとよぎってしまって、何の差かが分からなくなってしまったところがあつてですね。

金指指導室長 調査結果について、全国の調査は私立を含んでおります。都の調査は私立を含まないものとなっております。よろしいでしょうか。

安部委員 はい。

本多教育長 それ以外のことで何かありますか。いいですか。

それでは、私のほうからお答えします。今、報告の中で、まずは、部活の入部率のグラフが出て、話があつたと思うんですけども、先ほど安部委員から、このところの数値はあまり変わらないんじゃないかという話もあつたんですが、実は長い目で見ると、中学生の体力テストの結果というのは落ちているんですね。長い目で見ると、そういった傾向はあります。

実を言うと、かなり前は小学校より中学校のほうが上回っている数値が結構多かつたんですが、先ほど見ていただいたように、小学校のほうが上回っている数値が多い形になっている。このところが室長からも報告があつたように、長い目で見たときの部活動のコロナ禍での減ってきたところというのが多少全体として、運動部だけではなく、外での活動が減ったりだとか、運動が減ったりだとか、そういったところも総合的にあるのかもしれないという部分についての報告であつたかなと思います。

ただ、先ほど室長から報告がありましたけれども、小学校も中学校も、「運動が好き」という数値は非常に高いというのが、僕は特徴的だなと思つていまして、ここは悲観的なことではないだろうと逆に思つていまして。

今後、我々、大人もそうですけれども、生涯スポーツというか、適度な運動を続けられる環境、そして、続けていく態度というか、そういつ

たものを培っていくことが必要だろうなというふうに思っている中で、江東区の子どもたちは「運動が好き」という数値が高いということは、それを現場でどういうふうにつなげていくことが大事かなというところがあります。

もう一つは、体力テストの結果をどう見るかということが、まず大きくて、今の項目というのは、多分、教育委員の皆さんも、我々がこどもの頃とはちょっと違う内容になっていると思うんですね。なんですけれども、新体力テストというものになってから、実はもうかなり長い時間がたっていて、そもそもこれをずっと継続して比較していくことの意味がどこにあるかという問題もあります。

なので、我々としては、子どもたちが生きていく上で必要な体力、それから、子どもたちが生涯を通じて自ら運動に関わっていこうという態度でありますとか、そういったものを総合的に培っていくことが必要だろうというふうに考えているところです。先ほど、室長からもありましたけれども、しかしながら、日常的な運動の機会という部分を学校の中で補っていくことも必要だろうと。

小学校においては、御承知のとおり、ながなわチャレンジであったり、運動習慣をつける何とか週間というのを結構やっているところもあるので、今後、中学校における運動に触れあう機会の創出というのは、1つの課題に挙がっているかなと思っているところです。

ほかいかがでしょうか。

安 部 委 員 1つだけいいですか。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ちょっと全然違う話なんですけれども、目標値というのは、どういうふうに決めているのでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 こちらは、長期計画の前期の指標を決める際に、これまでの5年間の児童・生徒の記録を基に割り出しております。後期の指標につきましても、喫緊の5年ぐらいの結果を基に、都の平均を100として区の目標値を設定したところがございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 それは例えば、その平均に対して2%上回ろうとか、何か定量的なお話でしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 そういった計算をして出しているものですが、国と都と区の平均を比べますと、国の平均のほうが高いものがございまして、東京都がまず標準であろうというところで、それに対して一定の計算を基に設定したものが、この数値になっております。

本多教育長 そもそも東京都の体力が全国でかなり低いですね。なので、そういった中で全国と比較していても意味がないというところもあって、実は東京都の比較にという部分で、長計の中では、こういった比較になっているという形になっています。

ただ、先ほど来申していますように、本当は一人一人の数値が大事であって、この中には、とても高い子もいれば、もっと低い子もいるというところなので、学校では個別に個票を、こどもを通して各家庭へ返していますので、そういったところで一人一人の体力をどうしていくかという部分であったりとか、運動に対する志向でありますとか、そういったものを改善していくことが、調査としては大事なかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 令和6年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、令和6年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について御報告いたします。資料8を御覧ください。

令和6年度、中学校及び義務教育学校（後期課程）の卒業生の在籍者数ですが、合計で左上にありますように2,771名となっております。昨年度と比べて、106名の減となっております。

進路決定者ですが、2,771人中2,736人が3月14日現在の進路決定者となっております。割合としては、98.7%となっております。これは昨年同期よりは0.3ポイント低くなっている状況です。

次に、未決定者についてです。3月14日現在の進路未決定者割合は1.3%であり、昨年度同期より0.3ポイント増えております。未決定者35人のうち、21人が進学希望となっております。

なお、進路未決定者のうち就職希望・その他となっている生徒は14人で、昨年度より5人増えております。各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで丁寧な指導に努めてまいります。

なお、4月の定例会におきまして、3月28日現在の卒業生の進路状

況を再度御報告いたします。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員 記憶で申し上げるのは大変失礼かと思うんですが、例年、この御報告をいただいていたと思うんですね。昨年度も、3月にこういった形で未決定者の御報告をいただいて、明けて、その後の状況を御連絡いただいたかと思うんですけれども、全員じゃなかった気がするんですが、その後って何か適切に対応いただいているものなんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 昨年度の様子も、6名の生徒がまだ未決定という状況で御報告さしあげましたが、その後、4人が家事手伝い、2人が就職ということで報告をいただいております。

以上です。

本多教育長 今後も継続的に中学校のほうで、進路未決定者とはやり取りをして、教育委員会としても報告をいただいておりますので、今、安部委員がおっしゃってくださったように、継続的に見て、ちゃんと報告できるように対応しておりますので、よろしく願いいたします。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項5 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について御報告をいたします。資料9を御覧ください。

今回は3件の御報告です。それぞれ発生報告をさせていただきましたが、このたび、いじめ問題調査委員会が終了いたしましたので、御報告をいたします。

まずは、(1)事案アについてです。

対象児童は小学5年生です。主ないじめの態様は、嫌なことを言われるです。いじめに係る行為が行われたのは、令和6年7月から令和6年8月です。

事案の概要についてです。対象児童は令和6年7月頃から、同じ学級内の隣の席の児童から嫌なことを言われるようになりました。学校は、

対象児童の保護者から相談を受けて関係児童からの聞き取りを行い、対象児童に対するいじめについて認知するとともに、関係児童に対して指導を実施いたしました。担任も対象児童や関係児童等から丁寧に話を聞き、他の教職員と情報を共有しながら、対応しました。

その間、対象児童はオンラインで学習に参加をしていました。現在、対象児童は転居に伴い、区内の別の小学校に転校しております。転校先の小学校では、登校することができている状況です。

今後も、被害を受けた児童及び保護者の気持ちを第一に、学校間や教育委員会が連携して継続した支援を行ってまいります。

続いて、(2) 事案イについてです。

対象は中学校2年生です。主ないじめの態様は、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるです。いじめに係る行為が行われたのは、令和5年7月から令和5年12月です。

事案の概要についてです。学校は、対象生徒の保護者から申し出があったいじめの行為について、関係生徒からの聞き取りを実施し、対象生徒に対するいじめを認知しました。

対象生徒は、令和5年7月頃から、部活動の練習中に悪口や脅し文句、嫌なことを言われるようになりました。学校は、対象生徒の保護者から相談を受けて、関係生徒からの聞き取りを行い、対象生徒に対するいじめについて認知するとともに、関係生徒に指導を実施いたしました。部活動顧問は、対象生徒や関係生徒から丁寧に話を聞き、管理職や学級担任と情報の共有をしながら、対応してまいりました。

学校から、対象生徒及び保護者への連絡は定期的に行っているところです。引き続き支援を継続し、今後は関係機関との連携を図るとともに、対象生徒や、対象生徒保護者の気持ちを第一とした支援を継続してまいります。

最後に、(3) 事案ウについてです。

対象生徒は中学校3年生です。主ないじめの態様は、からかいです。いじめに係る行為が行われたのは、令和6年5月10日です。

事案の概要についてです。本件は、いじめに係る行為が行われた期間に行われたからかいによるものです。対象生徒は、その後、教室へ入ることができなくなりました。その後、関係生徒からの聞き取り調査を行い、事実確認をしました。

調査をする中で、保護者の申し立てた行為等についての状況が分かり、担任が関係生徒に対して指導を行いました。対象生徒は、その後、週1日の学校への登校と、週4日の教育支援センターへの通級をすることができました。

本件の要因の1つは、対象生徒に対するいじりや、からかいを行う雰囲気や学級にあったことを早期発見できなかったことにあると考えております。再発防止に向けて、Action 24のキーワードの下、組織

的に対応できる体制を構築するよう、学校に対して指導していきます。
報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
大久保委員。

大久保委員 対象児童、保護者の方への対応はよく分かったんですが、関係児童の方には、何か学校から御指導とか、保護者の方に、こういうことがありましたとか、そういう指導というか、御報告というのはされていたりするのかなと思ったのと、この件だけで終わればいいですけども、そういう子って、きっと相手があまり傷ついていないと思ってやっちゃっていたかもしれないから、あなたがこういうことをやったから、傷ついているんだよということをちゃんと分かっていないと、もう一回繰返しちゃったりしたらあれかなと思ったんですが、関係児童の子に対しての何かはあるのかなと思ったので、教えていただけますか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 今、お話しいただきました関係児童や生徒に対しても、事実確認の際には、必ず聞き取りを行うようにしております。謝罪するべき内容であれば、生徒同士で謝罪をしたり、もちろん保護者にも、その事実については伝えている状況です。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安部委員 まず、事案アのことなんですけれども、先ほどの御説明で、たしか席が隣でみたいなお話だったと思うんですが、いじめの発生が7月と8月となっているんですけれども、8月とかはほとんど学校に行っていないんじゃないかなと思うんですけれども、これは何でこの期間が、8月もずっと何かがあったということですか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 欠席が度々あった児童ではありますが、登校した際に、嫌なことを言われたりということがあったり、今度はもう大丈夫だよというような状況で、頑張って登校したけれども、また同じようなことを本人が感じたというところで、期間としては、このような期間になっておりま

す。

本多教育長 安部委員。

安部委員 分かりました。次に、事案イなんですけれども、令和5年7月から12月までという発生で、この報告が上がるのに大分時間がかかったのは、それなりの背景があるんじゃないかと思うので、言える範囲で教えてほしいことと、あとは、中学2年生ということですよ。令和6年度だから、今、中学2年生という理解でよろしいでしょうか。

令和5年度のときに中学2年生だとしたら、もう卒業なのかなと思っちゃったので、そうではなくてということか、ちょっと整理していただけますか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 まず、報告や、重大事態に認定する期間が遅くなった経緯ですけれども、生徒自身が感じていたものをキャッチする期間に大変時間がかかってしまったという状況がございます。

きっかけとなった保護者からの申立てが2年生になってからでして、調査の期間は、その後になってしまった状況があります。当該の生徒は現在、今度4月から3年生になる状況です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 保護者からの申立てということは、でも、実際には休んでいたので分かっているはずじゃないかと思っちゃったんですけれども、それはどういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 当該の生徒も、嫌な気持ちを顧問に相談していた記録が調査で分かりました。ところが、その対応が十分ではなかったことで、最終的には、保護者が学校のほうに相談したというところで、このような経過になっております。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ということは、別に不登校が続いていたわけではないということでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 来たり来られなかったりというところはあるんですけども、当該の生徒は、相当数の日数を欠席しているような状況です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 そうかなと思ったので。長期でそれなりの期間を休んでいるのであれば、さすがに、学校としても何らかの捕捉ができたんじゃないかなと思うと、そのきっかけが保護者からの指摘で初めて動いたみたいな形になるのは、多分、学校としても不本意なんじゃないかなと。

学校も、別に何もしていないというのはあり得ないので、どこでも皆さん、やっていらっしゃるんですよ。としか僕は思えないので、報告的にこれでいいのかなというか、学校も対応してきたんじゃないかとしか考えられないので、この報告でいいのかなというのはちょっと疑問が残ります。

金指指導室長 補足で、すみません。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 おっしゃるとおり、学校としては生徒が学習に参加できるようにだったり、その関係性を修復しようだったり、様々な御提案をしておりましたので、その点は学校のほうもしっかりと対応はしていたんですけども、なかなかそれを承諾を得られなかったことで、時間が大分たっているところがあります。

今、SSWやSCですとか、関係機関の方も入れるような形で、この問題が解決するように入っているところなんですけれども、この報告内容については、保護者にも内容を確認していただいているものなので、しっかりと対応していることと認識しております。

以上です。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

事前に一度、それぞれの事案については、発生したときの報告をさせていただいて、状況も説明させていただいているところなんですけれども、その後、調査が終わって、今回、報告という形になっています。この調査が終わったことについては、それぞれの対象児童・生徒保護者には御了解をいただいて報告をしているということで、御理解をいただければというふうに思っています。

しかしながら、毎回のように、こういった重大事態の報告があったり

とか、当然それ以外にも、いじめの認知というのは各学校で行われているわけで、いじめはもうどの学校にも起こり得るというのは、今のいじめの定義においては、なかなか避けられないところではあるんですけども、しかしながら、それを未然に防いだりとか、また、大きくならないようにしていくのは大事なことで、今、安部委員が、各学校が対応していると思いますけどとおっしゃっていただきましたが、まさにそんなんですけども、様々この報告を見ていると、発見のきっかけは保護者からの訴えが多いということについては、なくしていかなければいけない。

そのために、室長からも報告がありましたが、Action 24というのを徹底して、今、取組をしていますので、私はそこが重要だろうなと思っていて、それに向けては、先生方の気づく力を高めていかなければいけないんですね。幾らAction 24と言っている、あれ、おかしいなと気づく力が高まっていないといけないので、私は、その力を上げていく必要があるだろうと思っていますし、1人の児童・生徒を多くの先生方で見えていくということが、やっぱり大事だなというふうに思っています。1人の目だと気づきにくいことも、多くの目で見れば気づくこともありますので、そういったことをしっかりやっていくこと。

それから、いじめ、不登校、両方ともそうですけれども、学校全体の雰囲気を変えていかなければいけないだろうということもありますので、KOTO こどもかがやきプランを、改めて各学校に周知徹底をしていながら、全てのこどもたちの行きたい場所に学校になるようにというところの充実を図っていくことと、また、多様な学びの場の保障ということもしっかりしていかなければいけないと思います。

それから、あと、大久保委員からもありましたけれども、対象児童だけではなくて、関係児童への指導ということも、やはり重要なことでして、そのところをしっかりとやっていかなければいけない。先ほども報告があったように、対象児童が不登校になってしまったり、対象児童が転校しなければいけないという状況は避けていかなければいけない。

だけれども、傷ついてしまっているのは対象児童であって、その状況で学校に行けなくなってしまうというのが先に出てきてしまっていることがあるので、そういったところをどう防いでいくか。そもそものところ、そういったいじめをしないということが一番大事なんですけれども、そういったことも含めて、しっかりと対応させていきたいというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項6 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部改正についてを説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長　それでは、報告事項6、江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部改正について御報告いたします。資料10-1をお願いいたします。

まず、1の改正の理由でございます。

大きく3点ございまして、1つ目は、様式の名称の修正を行うこと、2つ目は、きっずクラブの利用日数を制限する場合に、利用料を減額するための条文等を整備すること、3つ目は、保留児童対策等により定員数を増やすという内容でございます。

次に、2の改正の概要でございます。まず、(1)ですが、第4条第1項中「勤務(内定)証明書」を「就労証明書」に、「就労状況等報告書」を「保護者状況等報告書」に改めるものです。

これは昨年度、勤務証明書を国が示す標準様式である就労証明書に改めるとともに、自営業者等の勤務証明書が得られない方に提出していただく就労状況等報告書を、保護者状況等報告書に改めておりますが、それに併せて、規則中の文言を改めるものでございます。

続いて、利用日数を制限した際に、利用可能日に応じて、利用料を減免する規定を(2)のとおり、第10条第1項中第4号として追加いたします。

また、(3)につきまして、利用制限を行う場合は、利用者からの申請に基づきませんので、利用料減額免除申請書の提出を定めている同条第2項について、申請書の提出要件から除く文言を追加いたします。

また、同条3項に申請書の提出があった際に審査を行い、通知書により通知することを定めておりますが、利用制限に際しては、申請書を提出いただかないことといたしますので、その場合においても審査を行い、通知書により通知する対象として追加をいたします。

併せて、(4)別記第13号様式に関して、「江東きっずクラブ利用料減額免除の申請について、下記のとおり承認したので通知します。」との文言を記載しておりますが、利用制限は利用者の申請に基づかないことから、「の申請」という文言を削除いたします。

(5)規則第2条に関連する別表1及び別表2において、各きっずクラブの定員を定めておりますが、今回この定員を改めるものです。

きっずクラブ明治及びきっずクラブ有明につきましては、保留児童の対策として、学校と調整を行い、使用頻度の少ない教室を新たに育成室とすることにより、また、きっずクラブ二大については、校舎の改築工事により、新たな育成室を新設したことから、3校で合計88名の定員増となります。今回の定員変更により、令和7年4月1日現在の定員は5,257人となります。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日としてございます。

4の規則案・新旧改正条文についてですが、資料10-2として、今

回の規則改正案文を、資料10-3として、新旧対照表をおつけしておりますので、後ほど御覧願います。

本件の説明は以上でございます。

本多教育長 本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

当初予定しておりました案件は以上ですが、本日は追加報告事項が1件ございます。

追加報告事項1 教育委員会事務局管理職の人事についてを説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 それでは、教育委員会事務局管理職の人事について御報告いたします。資料11を御覧願います。

1、令和7年4月1日付教育委員会事務局幹部職員は、新年度の事務局管理職を一覧にしております。

学校施設課西尾課長が教育委員会事務局参事、部長級に昇任いたしました。新年度も整備担当課長を兼務いたします。また、学務課長が異動となり、佐久間課長に代わり、環境清掃部副参事の西野こずえ課長が着任いたします。なお、その他の管理職は引き続きとなります。

2、令和7年4月1日付転出者は、教育委員会事務局からと転出となる職員の一覧となっております。佐久間学務課長が環境清掃部副参事として、東京二十三区清掃一部事務組合派遣となります。

以上、簡単ではございますが、教育委員会事務局管理職の人事についての御報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年第3回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。